

令和3年度山形県離転職者職業訓練事業に係る訓練科設定における留意事項

1 知識等習得コースのうち介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例

令和3年度実施コースに限り、介護分野における人材確保を図るため、知識等習得コースで実施する介護コースの訓練カリキュラムに「職場見学」や「職場体験」を組み込んで訓練を実施した場合、職場見学等推進費として委託費の上限単価に1万円上乗せする。

(1) 職場見学等推進費の加算について

- 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修のいずれかの研修内容が含まれ、職場見学等を行う訓練科については、訓練実施経費（訓練受講者1人1月当たり50,000円（上限））に職場見学等推進費（訓練受講者1人1月当たり10,000円（上限））が加算された委託費とする。
- 職場見学等の実施にあたっては、委託訓練仕様書に基づいて実施すること。
- 職場見学等推進費を加算した訓練の対象訓練科は、下記の訓練科とするが、職場見学等を実施しない場合は、当該推進費を加算しない訓練科とすることもできる。

職場見学等推進費が加算可能な訓練科	介護サービス科、提案型訓練コース、自由提案枠
-------------------	------------------------

2 オンライン訓練について

通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。ただし、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると認められるものに限る。

(1) オンライン訓練実施における留意事項

- 知識等習得訓練コースにおいて、オンラインによる訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施すること。通所による訓練の実施にあたっては訓練効果を高める時期への設定等、訓練の実施にあたっては、委託訓練仕様書に基づいて実施すること。
- 長期高度人材育成コースにおいて、オンラインによる訓練を行う場合には、養成課程の履修方法として認められる方法に基づいて実施すること。

(2) オンライン訓練実施に係る機材等

- オンラインによる訓練の受講に必要な設備（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）について、受注者が訓練生に無償貸与できない場合においては、訓練生が自ら用意する又は委託先機関が有償で貸与するものとし、通信費は訓練生が負担するものとする。
- オンラインによる訓練の受講に必要な設備・推奨環境（受注者において用意する設備等があればその内容を含む。）やパソコンスキル等は、訓練生募集案内等に明記するほか、受講説明会等においても説明すること。